

## 議案第 5 号

### 財産の減額譲渡について（三朝町国民宿舎ブランナールみささ）

次のとおり、財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

#### 1 減額譲渡する財産の内容

施設の名称 三朝町国民宿舎ブランナールみささ

建物

所 在 東伯郡三朝町大字三朝 388 番地 1 ほか

(新 館)

構 造 鉄筋コンクリート造 8 階建

(旧 館)

構 造 鉄筋コンクリート造 5 階建

(立体駐車場)

構 造 鉄筋造 3 階建

(その他)

付帯建物に附帯する設備、備品等一式

土地

所 在 東伯郡三朝町大字三朝 388 番地 1 ほか

面 積 3,456.40 m<sup>2</sup>

地 目 宅地

#### 2 譲 渡 価 格

28,000,000 円

#### 3 減額譲渡する相手方

所 在 兵庫県丹波篠山市東吹 336 番地 1

名 称 合同会社デカンショパワー 代表社員 田畑 利彦

#### 4 減額譲渡の理由

本施設は、平成 29 年から株式会社ジーライオンが指定管理者として管理運営を行っており、指定管理期間終了後の譲渡について協議を重ねた結果、今後事業継続していく上で相当な維持管理費用が必要となること、また、コロナ禍において黒字化が見込めない厳しい経営環境であることを承知した上で事業を継承することは、譲渡金額に考慮すべき事項と判断したため、譲渡後、一定期間事業継続をすること、荒廃化させないこと等を条件にすることで、町の観光振興及び町民の福祉向上に資することが期待されることから減額して譲渡するものである。